

# 愛知県三河湾（西三河地区地先海域）における貝類資源に関する採貝（腰まんが）漁業の資源管理協定

協定締結日 令和5年1月20日

協定認定日 令和5年1月26日

## （目的）

第1条 本協定は、採貝（腰まんが）漁業で漁獲される水産資源の管理について、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって採貝（腰まんが）漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

## （本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域は、愛知県三河湾のうち共同漁業権第84号内の海域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、採貝（腰まんが）漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、アサリとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、採貝（腰まんが）漁業とする。

## （資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

アサリ 愛知県資源管理方針（令和2年愛知県告示第453号。以下同じ。）別記16に定める資源管理の方向性

## （資源管理の目標の達成のための具体的取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 毎月14日以上の休漁を実施することとする。
- 二 アサリ種苗の放流、害敵生物の駆除等の漁場管理に取り組むこととする。

## （取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。  
3 第1項の履行確認は、愛知県資源管理協議会において行うこととする。  
4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、個人別日別水揚実績表等を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

## （漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を愛知県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に愛知県、愛知県資源管理協議会に報告するものとする。

## （取組の効果の検証にかかる事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効

期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）及び愛知県資源管理方針において、重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。
- 3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、愛知県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について愛知県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び愛知県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第 9 条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。

この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われる。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間（令和 6 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日まで）とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第 11 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき愛知県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第 12 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(本協定の参加者)

別添、参加者名簿のとおり。